



® 平成 29 年 10 月 11 日 (水)

No. 14546 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ウェブサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆インドにおける知的財産実務^⑩

「コンピュータ関連発明の審査ガイドラインの再改訂」(1)

☆特許庁人事異動……………(7)

インドにおける知的財産実務^⑩

「コンピュータ関連発明の審査 ガイドラインの再改訂」

TMI総合法律事務所

弁護士 小川 聡

弁護士 白井 紀充

第1 はじめに

2017年6月30日、インド特許庁(Office of the Controller General of Patents, Designs & Trade Marks (CGPDTM))は、コンピュータ関連発明(Computer related Inventions, CRI)に関するCRIガイドライン(以下、「再改訂版CRIガイドライン」という)を公表した。これは、本連載「インドにおけ

る知的財産実務^⑩」で紹介した改定版のコンピュータ関連発明ガイドライン(以下、「改訂版CRIガイドライン」という)を公表後、産業界及び弁護士等の専門家より多くの抗議が寄せられたため、それらを受けて改訂版CRIガイドラインを再度改訂したものである。特に、再改訂版CRIガイドラインにおいては、コンピュータ関連発明の特許性に関し、「新規ハー

「特許ニュース」・「知財ぷりずむ」に、弊所が提供した記事を公開しています

<http://www.giplaw-osaka.co.jp>

※2011年から最近までの記事

GIP
Shinjyu GLOBAL IP

A member office of United GIPs
Obtaining and Protecting Intellectual Property Rights Globally
Osaka.Tokyo.Washington.Seoul.Beijing.Munich.Singapore.Delhi

新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054

Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544

<http://www.giplaw-osaka.co.jp> mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

ドウェア」を有しない発明であっても、発明全体として「コンピュータ・プログラムそれ自体」に該当しない限り、特許性の判断を行うこととなった点に大きな特徴がある。

本稿では、再改訂版CRIガイドラインにつき、再改訂に至った経緯を踏まえ、その内容について概説する。

第2 インドにおけるコンピュータ関連発明と特許法第3条 (k)

1. コンピュータ関連発明

インドのコンピュータ関連発明については、近時のインド国内におけるソフトウェア産業の成長に伴い、法的保護の必要性がますます高まってきている。インドにおける過去5年のコンピュータ・電子分野の特許出願数及び全特許出願数は、以下の表のとおりである。

コンピュータ・電子分野の特許出願の全てがコンピュータ関連発明に関するものではないが、近年は、同分野の特許出願は、継続的に4,000件を超えており、特に2015-2016年には大幅に増加している。その要因は一義的に明らかではないが、2015年は、改定版CRIガイドラインの前身となる、CRIガイドライン（以下、「IHCRIガイドライン」という。）が策定された時期と重なる。後述のように、IHCRIガイドライン策定前は、コンピュータ関連発明について審査基準がなく、多くの場合、1970年インド特許法（The Patents Act, 1970。その後の改正を含み、以下「特許法」という。）第3条 (k) に基づき特許出願が拒絶される傾向にあったが、IHCRIガイドライン策定により出願が促されたとも考えられる。

2. 特許法第3条 (k)

特許法上、特許の対象は「発明」(invention)で

あり、「発明」とは、進歩性を含み、かつ産業上利用可能な新規の物又は方法と定義されている（特許法第2条 (j)）。そのため、①新規性、②進歩性及び③産業上の利用可能性の三要件を満たす物又は方法であれば、原則として特許の対象となる発明に該当する。一方、上記①②③を満たす場合であっても、特許法第3条に列挙されている不特許事由に該当するものは、特許性が認められない。このうち、コンピュータ関連発明に関する以下の特許法第3条 (k) は、世界貿易機関の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下、「TRIPS協定」という。）を遵守するため、2002年の特許法改正によって導入された。

(k) 数学的若しくはビジネスの手法、又はコンピュータ・プログラムそれ自体若しくはアルゴリズム (a mathematical or business method or a computer programme per se or algorithms)

「コンピュータ・プログラム」ではなく、「コンピュータ・プログラムそれ自体」(computer programme per se)と規定された趣旨は、立法過程で提示された両院合同委員会の報告書によれば、コンピュータ・プログラムそれ自体には特許性を認めない一方で、コンピュータ・プログラムに含まれる一定の他の事物 (certain other things)、その副次的なもの (ancillary thereto)、又はそれに基づいて展開されたもの (developed thereon) の特許性は、当然に否定されるわけではないことを明確にする点にあったとのことである。

なお、「コンピュータ」という用語は、2000年情報技術法 (Information Technology Act) において、「電子的、磁氣的、光学的又はその他の高速データ処理装置又はシステムであって、電子的、磁氣的又は光学的インパルスによって、ロジック、計算及び記憶機能を実行し、かつ、コンピュータネットワーク内のコンピュータに接続され若し

年	2011-2012	2012-2013	2013-2014	2014-2015	2015-2016
コンピュータ・電子分野の特許出願数 (全特許出願数に対する割合)	4,225件 (約10%)	4,424件 (約10%)	4,410件 (約10%)	4,285件 (約10%)	5,988件 (約14%)
全特許出願数	43,197件	43,674件	42,951件	42,951件	42,763件

(参照 : Annual Report 2015-2016, Controller General of Patents Designs and Trademarks and Geographical Indication)